

# 不法投棄。させない・されない・許さない！

## ～県民みんなで不法投棄を監視しよう～

廃棄物の不法投棄防止には、多くの目で監視することが有効です。  
県民皆様のご協力をお願いします。

### 廃棄物の不法投棄は…

私たちの健康や安全を脅かし、美しい自然環境を台無しにする**犯罪**です。

### 不法投棄をすると…

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金を科される場合があります。

### 不法投棄物を処理するためには…

適正に処理した場合の何倍もの費用や労力がかかります。



発見

したら

すぐ通報！不法投棄110番

さんばいゼロ

054-221-3810

通報

したら

有力情報には報奨金

10,000 円

静岡県不法投棄撲滅対策本部 不法投棄110番  
(静岡市葵区追手町9番6号 静岡県くらし環境部廃棄物リサイクル課)

### (1) 対象となる廃棄物

県内に不法投棄され、又は不法投棄されようとしている廃棄物で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものが対象となります。

このため、例えば空き缶、空きびん等の軽微なものは対象としません。

### (2) 対象となる情報

不法投棄者の特定に結びつく情報を対象とします。

なお、静岡市内と浜松市内の全ての不法投棄情報はそれぞれ静岡市と浜松市が求めています。また、産業廃棄物以外の一般廃棄物に関する情報は各市町が求めています。

### (3) 情報提供者

どなたでも。静岡県内に在住の有無を問いません。

お問い合わせ：静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課  
電話：055-920-2106